

## 弘前市福祉有償運送運営協議会委員名簿

(任期：令和3年2月1日～令和5年1月31日)

区分	所属団体	役職	氏名	協議会職名
学識経験のある者	弘前学院大学社会福祉学部	教授	オガワ 幸裕 小川 幸裕	会長
福祉有償運送を利用する立場にある者	弘前市町会連合会	理事	ナカノ 政憲 中畑 政憲	副会長
タクシー事業者	青森県タクシー協会弘前支部	支部長	シヤマ 清司 下山 清司	委員
福祉有償運送事業者	弘前市社会福祉協議会	総務課長	ミヅノ 義孝 溝江 義孝	委員
青森運輸支局長の指名を受けた職員	青森運輸支局	首席運輸 企画専門官	スズキ 良一 鈴木 良一	委員
市の職員	弘前市都市整備部	部長	アマノ 隆範 天内 隆範	委員

## 1. 自家用有償旅客運送について

資料2

## 1. 自家用有償旅客運送とは

地域における移動手段の確保は、重要な課題です。

まず、そのための手段として、道路運送法の許可を受けたバス・タクシーといった既存の交通事業者の活用を十分に検討する必要がある。

その上で、既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合には、地域の関係者による協議を経た上で、道路運送法の登録を受け、必要な安全上の措置が講じられた「自家用有償旅客運送」を活用することとなります。

また、これらによりがたい場合には「道路運送法の許可又は登録を要しない運送」により移動手段を確保しているケースもあります。

地域における移動手段の確保にあたっては、地域の実情に応じ、関係者が十分な協議を経て、適切な役割分担のもと、持続可能な移動手段が確保されることが重要です。

以上のとおり、自家用有償旅客運送は、バス・タクシー事業者によることが困難な場合に、移動手段確保の役割を担う、重要な制度として位置づけられています。

## 【自家用有償旅客運送】

- ・ バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。
- ・ 旅客から収受する対価は実費の範囲内(※)。  
(※)ガソリン代・道路通行料・駐車場料金のほか、人件費・事務所経費等の営利を目的としない妥当な範囲内

## 2. 自家用有償旅客運送を実施する者

- ・ 自家用有償旅客運送は以下の団体等が主体となって実施することができます。

### 自家用有償旅客運送の種類

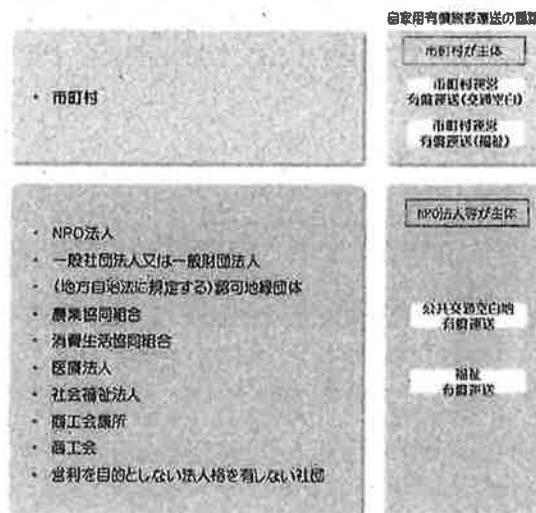
- ・ 市町村
- ・ NPO法人
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人
- ・ (地方自治法に規定する)認可地縁団体
- ・ 農業協同組合
- ・ 消費生活協同組合
- ・ 医療法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 商工会議所
- ・ 商工会
- ・ 営利を目的としない法人格を有しない社団

交通空白地  
有償運送

福祉  
有償運送

### 【参考】自家用有償旅客運送の種類の見直し

- ・ 現在の種類は、R2.11に見直されたものですが、見直し前は以下のような区分となっていました。



### 3. ニーズに応じた自家用有償旅客運送の種類

- ・地域の移動ニーズに応じて、適切な種類の自家用有償旅客運送の導入を検討しましょう。

#### 地域の移動ニーズ

「バス・タクシー事業者のサービス提供が困難な地域において、住民等」が外出するための移動手段を確保したい

交通空白輸送を行う  
自家用有償旅客運送

#### 交通空白地 有償運送

市町村やNPO法人等が、交通空白地において、当該地域の住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送を行うもの

(バス・タクシー事業者が運行管理や車両整備管理に協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送」や、実際の運行を事業者へ委託することもできる)

#### 地域の移動ニーズ

「単独ではタクシー等の公共交通機関を利用できない身体障害者等」が外出するための移動手段を確保したい

福祉輸送を行う  
自家用有償旅客運送

#### 福祉 有償運送

市町村やNPO法人等が、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

(バス・タクシー事業者が運行管理や車両整備管理に協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送」や、実際の運行を事業者へ委託することもできる)

弘前市における移動困難者の現況について

運営協議会では、移動制約者の方々の状況や、弘前市におけるタクシー事業者等の公共交通機関によるサービスの提供状況などを把握したうえで、当市においてNPO等が行う福祉有償運送の必要性に関する判断を行うこととされています。  
この資料は、協議を行うための基礎資料としてご用意しています。

(令和3年3月31日現在)

【弘前市の人口】

弘前市全人口	167,061 人・・・a	弘前市の世帯数	80,187 世帯・・・c
高齢者数(65歳以上)	54,546 人・・・b	65歳以上世帯数	40,092 世帯・・・d
高齢化率(b/a)	32.7 %	高齢者のみ世帯	26,394 世帯・・・e
		高齢者のみ世帯の割合(e/d)	65.8 %

【要介護度別認定者数】

(人)

	資料8で数値使用							計
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
認定者数	1,200	1,280	2,182	2,010	1,280	1,412	1,103	10,467
うち介護サービス受給者数①	318	481	1,902	1,858	1,015	836	679	7,089
うち施設入所者②※1	0	5	264	414	475	612	449	2,219
在宅介護サービス受給者(①-②) ③	318	476	1,638	1,444	540	224	230	4,870
③のうち介護度3,4(福祉車両での移動が必要と思われる人) ※2	764							

※1・・・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護入居者

※2・・・要介護5の人の多くは施設入所や寝たきりで、単独で外出する人は多くないと思われること、要介護2以下の人は一般車両での移動が可能であると考えられることから、要介護3、4の人が福祉車両での移動が必要であると仮定。

【基本チェックリスト該当者】 1,322 人 …… うち、介護サービス受給者数 897 人

【障害者手帳保持者数】 6,925 人

(内訳)

○身体障害者(全年齢)

(人)

身体障害者手帳	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
視覚障害	32	58	21	14	144	190	459
聴覚・平衡機能障害	292	1	298	69	145	0	805
音声言語等機能障害	0	0	20	40	0	0	60
肢体不自由・・・上肢	53	64	113	122	505	490	1,347
肢体不自由・・・下肢	64	147	744	429	239	203	1,826
肢体不自由・・・体幹	0	38	4	43	85	71	241
内部障害	0	0	502	380	7	1,298	2,187
計	441	308	1,702	1,097	1,125	2,252	6,925

○知的障害者(全年齢)

愛護手帳	B	A	計
人数	943	621	1,564

○精神障害者(全年齢)

保健福祉手帳	3級	2級	1級	計
人数	234	1,113	429	1,776

※身体・知的・精神障害者

のうち64歳以下	...	4,466 人
上記のうち身障施設入所者 ※3	...	46 人
上記のうち知障施設入所者 ※3	...	139 人

※3・・・施設入所支援

※4・・・肢体不自由(下肢・体幹)1, 2級の人は車いす等を利用する人が多いと考えられることから、福祉車両での移動が必要と仮定。

資料8で数値使用	
※下肢・体幹【1・2級】598人	
のうち64歳以下	236 人④
上記のうち身障施設入所者 ※3	29 人⑤
福祉車両での移動が必要と思われる人(④-⑤) ※4	207 人

【弘前市における外出支援施策】

○在宅心身障がい者タクシー等移動支援事業(令和2年度)

在宅の心身障がい者に対し、障害福祉サービスを補うことを主旨として、タクシー利用料金の一部を助成し、生活行動範囲の拡大及び社会参加を促進する。課税状況によって受給資格に制限あり。

利用券交付者数(人)	延べ利用件数(件)	金額(円)	備 考
1,471	7,244	4,346,400	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者: 身体障がい児・者 1、2級 (視覚、肢体不自由、内部障がい)</li> <li>・知的障がい児・者 A</li> <li>・一人当たり年間12枚</li> <li>・乗車1回当たり600円</li> </ul>

○移動支援事業(令和2年度 令和3年3月31日現在)

屋外での移動に困難がある障がい者・児について外出のための支援を行う。

支給決定者(人)		福祉タクシー 福祉有償運送 利用回数(回)
身体	155	4,185
知的	36	534
精神	84	1,948
難病	0	0
児童	3	4
計	278	6,671

※1人当たりの利用回数: 約24回  
(6,671 ÷ 278 ≒ 23.99回)

### 【福祉輸送の活動状況】

	訪問介護事業所	福祉有償運送登録事業所
実施事業所数	36	13
利用者数(人) A	1,460	305
輸送回数(回) B	57,052	7,242
福祉車両	30,029	5,122
セダン等	27,023	2,120
1人当たり利用回数(回) B/A (小数点以下切り上げ)	40	24
車両台数(台)	227	43
福祉車両	99	29
セダン等	128	14
運転者数(人)	308	99
2種	68	3
その他	240	96

※ 令和2年8月1日～令和3年7月31日の実績

### 【市内タクシー会社の活動状況】

資料8で数値使用

実施事業所数	8
輸送回数(回) C	989,665
福祉車両	20
セダン等	989,645
車両台数(台)	445
福祉車両	50
セダン等	395
運転者数(人) D	569
2種	569
(うち介護福祉士)	3
(うち訪問介護員)	0
(うちケア輸送サービス従業者 研修修了者)	0
1人当たり運転回数 (C/D)÷365日 (小数点以下切り上げ)	5

※ 令和2年8月1日～令和3年7月31日の実績

## 令和3年度福祉有償運送登録協議団体一覧

## 今回更新登録協議団体

No.	団体名	事業所名	登録期間満了日
1	特定非営利活動法人 銀河	送迎サポートステーション Pegasus	R4.3.2
2	特定非営利活動法人 光の岬福祉研究会	ひかりの岬居宅介護等事業所	R4.3.13
3	特定非営利活動法人 ケアサポートひまわり	Plan Do	R4.4.3

## 登録団体

No.	団体名	事業所名	登録期間満了日
4	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会 岩木 支部	R5.2.22
5	社会福祉法人 抱民舎	社会福祉法人 抱民舎	R5.2.22
6	社会福祉法人 桃仁会	城東ホームヘルプセンター	R5.3.22
7	社会福祉法人 愛成会	弘前静光園 ホームヘルパーステーション	R5.3.22
		自由ヶ丘ホームヘルパーステーション	R5.3.22
		養護老人ホーム 弘前温清園	R5.3.22
		養護盲老人ホーム 津軽ひかり荘	R5.3.22
8	社会福祉法人 オリーブ会	オリーブヘルパーステーション	R5.3.22
9	特定非営利活動法人 ありんこ	児童デイサービス やよいのあかり	R6.3.24
10	特定非営利活動法人 team.Step by step	児童デイサービス すてっぷ	R6.3.24

※ 社会福祉法人 津軽富士見会(弘前園ヘルパーセンター)は、今年度福祉有償運送業務を廃止しました。



(特定非営利活動法人 銀河)

福祉有償運送 更新登録協議団体確認票

資料 5 - 1

No	項目	今回申請内容	変更	前回申請内容
1	運送主体	(名称) 特定非営利活動法人 銀河 (所在地) 弘前市大字若葉二丁目7番地1 (代表者) 理事長 菊池 健弥		(名称) (所在地) (代表者)
	事業所	(名称) 送迎サポートステーションPegasus (所在地) 弘前市大字城東五丁目13番地6		(名称) (所在地)
2	法令順守	様式第3号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない。		
3	旅客から收受する対価	600円/回		
4	複数乗車の設定	有 (最大2名)		
5	使用車両	セダン等・・・3台 (うち軽2台)		
	使用権原	法人所有3台		
6	運転者	普通免許3名、中型免許10名、大型免許4名		
	講習等	上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。		
7	運行管理責任者	中井 裕貴		
	整備管理責任者	山内 一比古		
	事故対応責任者	中井 裕貴		
	苦情処理責任者	菊池 健弥		
8	対象	肢体不自由者・・・2名		
	運送対象等	弘前市を発地又は着地とする区域		
9	目的	自宅から学校までの通学の送迎		
	損害賠償措置	対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入		

資料5-1 補足資料

運送主体	特定非営利活動法人 銀河
事業所	送迎サポートステーションPegasus

1 対価について

旅客から収受する対価 . . . . 【定額制】600円/回

運送目的 . . . . 障がい児の通学の送迎

対価の設定理由 . . . . 利用者の負担にならない範囲で最大限の料金を設定している。運送対象者は通学のために毎日福祉有償運送を利用しているため、支払う対価は1か月で1万円を超える。このことから、利用者の負担にならないよう配慮し、今まで対価は変更していない。

2 運行管理体制について

運行前の点呼 . . . . 対面で実施し、運転手の疾病・疲労・飲酒の確認等している。

自動車の点検 . . . . 乗車前後に行っており、異常があれば整備の担当に解消してもらおう。

(特定非営利活動法人 光の岬福祉研究会)  
福祉有償運送 更新登録協議団体確認票

資料5-2

No	項目	今回申請内容	変更	前回申請内容
1	運送主体 事業所	(名称) 特定非営利活動法人 光の岬福祉研究会 (所在地) 弘前市大字世森町37番地21 (代表者) 代表理事 太田真 (名称) ひかりの岬居宅介護等事業所 (所在地) 弘前市大字駒越字平田2番地3		(名称) (所在地) (代表者) (名称) (所在地)
2	法令順守	様式第2号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当しない。		
3	旅客から收受する対価	【定額制】学校への通学に対しての運賃 走行1回につき(乗合)一律650円 【距離制】利用会員宅から目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離により算出 基本料金230円(1kmまで) 走行1kmごとに80円		
4	複数乗車の設定	有(最大6名)		
5	使用車両 使用権原	福祉車両1台、セダン等2台 法人所有・・・3台(うち2台リース契約)		
6	運転者	第1種運転免許・・・6名		
	講習等	上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。		
7	運行管理責任者	太田 真		
	整備管理責任者	小山内 俊也		
	事故対応責任者 苦情処理責任者	あいおい損保 太田 真		
8	対象	知的障がい者11名、肢体不自由者1名、内部障がい2名		
	運送対象等 目的	弘前市を発地又は着地とする区域 自宅から学校への通学のための送迎		
9	損害賠償措置	全車両とも、対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入		

資料5-2 補足資料

運送主体	特定非営利活動法人 光の岬福祉研究会
事業所	ひかりの岬居宅介護等事業所

1 対価について

旅客から収受する対価 . . . . . 【定額制】 650円/回

【距離制】 基本料金230円（はじめの1kmまで）、以降走行1kmごとに80円

運送目的 . . . . . 定額制で障がい児の通学の送迎（ごくたまに希望がある場合に距離制で通学以外の運送を実施）

対価の設定理由 . . . . . 各利用者の自宅から学校までの距離を考慮し、近距離の利用者には高すぎず、遠距離の利用者には安すぎる対価にならないよう設定した。また、運送対象者は通学のために毎日福祉有償運送を利用しているため、利用者の負担にならないようにも配慮し、この対価にしている。

2 運行管理体制について

運行前の点呼 . . . . . LINEで点呼を実施し、体調や飲酒等の確認をしている。アルコール検知器は運転手一人ひとりに持たせている。

自動車の点検 . . . . . 運転手が乗車前後に実施しており、異常が見つかれば修理。

(特定非営利活動法人ケアサポートひまわり)  
 福祉有償運送 更新登録協議団体確認票

資料5-3

No	項目	今回申請内容	変更	前回申請内容
1	運送主体	(名称) 特定非営利活動法人ケアサポートひまわり (所在地) 弘前市大字泉野二丁目8番地6 (代表者) 山内 悟		(名称) (所在地) (代表者)
	事業所	(名称) Plan Do (所在地) 弘前市大字泉野二丁目7番地1		(名称) (所在地)
2	法令順守	様式第3号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当しない。		
3	旅客から收受する対価	時間制運賃 10分ごと 450円	○	時間制運賃 10分ごと 300円
4	複数乗車の設定	無		
5	使用車両	福祉車両1台、セダン等1台		
	使用権原	法人所有2台		
6	運転者	普通免許・・・1名		
	講習等	上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。		
7	運行管理責任者	奈良 諭		
	整備管理責任者	山内 悟		
	事故対応責任者	山崎 静乃		
	苦情処理責任者	山内 悟		
8	対象	要介護認定者・・・6名		
	運送対象等	弘前市を発地又は着地とする区域		
9	目的	有料老人ホームから病院までの通院のための送迎		
	損害賠償措置	対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入		

運送主体	特定非営利活動法人 ケアサポートひまわり
事業所	Plan Do

1 対価について

旅客から収受する対価 . . . . . 【時間制】10分450円（前回申請時は10分300円）

運送目的 . . . . . 有料老人ホーム入居者の通院の送迎

対価の設定理由 . . . . . 前々回の運営協議会から、対価が安すぎるという意見があったのを考慮し、10分300円から10分450円としました。

2 運行管理体制について

運行前の点呼 . . . . . 対面で実施し、体調・飲酒等の確認をしている。また出勤時と午後1回ずつ職員の体温測定を実施している。

自動車の点検 . . . . . 運転前後に、ガソリン・ライト・エンジンの確認と、車両のまわりを一周し、傷等の確認をしている。

対価について

一か月の輸送実績を基に計算。

No	法人名	乗車人数	平均輸送距離 平均輸送時間 ※1	設定対価 (a)	タクシ-料金に換算し た場合 (b) ※2	タクシ-料金に対する 設定対価の割合 (a) / (b) × 100
1	特定非営利活動法人 鏡河	1名	17.8km/回	【定額制】 600円/回 17.8km = 600円	【距離制運賃・普通車】 670円 + 5,130円 = 5,800円	10.3%
		複数乗車 2名	38.3km/回	【定額制】 600円/回 600円 × 2人 = 1,200円	【距離制運賃・普通車】 670円 + 11,520円 = 12,190円	9.8%
	特定非営利活動法人 光の岬福祉研究会	1名	(15.5km × 6日 + 11.1km × 2日) ÷ 8日 = 14.4km/日	【距離制】 はじめの1km = 230円、以降1kmごとに80円 14.4km = 230円 + 80円 × 13.4km = 1,302円	【距離制運賃・普通車】 670円 + 4,140円 = 4,810円	27.1%
2	(第一養護学校行き)	複数乗車 平均4.6名	515.9km ÷ 21日 = 24.5km/日	【定額制】 650円/回 650円 × 4.6人 = 2,990円	【距離制運賃・普通車】 670円 + 7,290円 = 7,960円	37.6%
	(第二養護学校行き)	複数乗車 平均2.8名	693.9km ÷ 21日 = 33.0km/日	【定額制】 650円/回 650円 × 2.8人 = 1,820円	【距離制運賃・普通車】 670円 + 9,810円 = 10,480円	17.4%
3	ケアサポートひまわり	1名	15分/回	【時間制】 10分 = 450円 (今回の更新で協議) 15分 = 900円	【時間制運賃・普通車】 30分 = 2,940円	30.6%

※1 平均輸送距離 (複数乗車の場合)  
→ {各利用者の(「1日の利用距離」 × 「1か月の利用日数」) の合計} ÷ 全体での1か月の福祉有償運送実施日数 = 1日当たりの輸送距離 (km/日)

(例) Aさん・【距離15km、月20日利用】、Bさん・【距離10km、月10日利用】、Cさん・【距離5km、月4日利用】  
この場合、{ (15km × 20日) + (10km × 10日) + (5km × 4日) } ÷ 34日 = 12.3km/日 となります。

平均輸送距離 (複数乗車の場合)  
→ {各利用者の(「1日の利用距離」 × 「1か月の利用日数」) の合計} ÷ 全体での1か月の複数乗車実施日数 = 1日当たりの輸送距離 (km/日)  
(例) Dさん、Eさん、Fさんが月10日同じ車に乗車した。複数乗車1回の利用距離はそれぞれ、Dさん4km、Eさん15km、Fさん7kmの場合、  
{ (15km × 10日) + (4km × 10日) + (7km × 10日) } ÷ 10日 = 26km/日

複数乗車の月平均人数 = ひと月の各利用者の利用日数 ÷ ひと月の複数乗車実施日数

※2 タクシ-料金の算出方法

普通車の単価 (資料7参照) を用い、距離制運賃 (又は時間制) により料金を算出。

(例) No. 1 17.8kmのタクシ-料金は、670円 (初乗り運賃1.2km) + 90円 (292m毎の加算運賃) × 57 = 5,800円  
( 17.8km = 1.2km + 16.6km  
16.6km = 16600m ÷ 292m = 56.84... = 57 )

## 青森県タクシー自動認可運賃上限額(弘前交通圏)

公示 令和3年9月16日

## 1 距離制運賃

		初乗運賃	加算運賃
車種別	特定大型車	1.2km 840円	209m 90円
	大型車	1.2km 760円	221m 90円
	普通車	1.2km 670円	292m 90円

## 2 時間距離併用制運賃及び待料金

車種別	特定大型車	1分15秒 90円
	大型車	1分20秒 90円
	普通車	1分45秒 90円

## 3 時間制運賃

車種別	特定大型車	30分 4,390円
	大型車	30分 4,140円
	普通車	30分 2,940円



## 福祉車両による福祉輸送の需要量と供給量

## 需要量

		(人)	
認定者数のうち介護サービス受給者数(要介護3、4)	1,851	①	資料3(p5) 参照
認定者数のうち施設入所者数(要介護3、4)	1,087	②	
福祉車両での移動が必要と思われる人 ①-②	764	③	
身体障がい者(下肢、体幹1・2級)のうち64歳以下の人	236	④	
身体障がい者(下肢、体幹1・2級)のうち64歳以下の身障施設入所者	29	⑤	
福祉車両での移動が必要と思われる人 ④-⑤	207	⑥	

※65歳以上の身体障がい者は、要介護認定も受けていると考えられるため除外。

需要者(福祉車両使用) ③+⑥	971
-----------------	-----

要介護者の需要量 ③ × 40回/年 (※1)	30,560	⑦
障がい者の需要量 ⑥ × 24回/年 (※2)	4,968	⑧
需要量見込 ⑦+⑧	35,528	(A) タクシー14.9台/日

(※1)要介護者の需要量算定根拠:訪問介護事業所の1人当たり年間利用回数。(40回/年)

(※2)障がい者の需要量算定根拠:移動支援事業の1人当たり年間利用回数。(24回/年)

## 供給量

		(台)	
福祉車両台数(4条・78条許可、79条登録)	178	⑨	資料3(p7) 参照
うち福祉有償運送車両分(79条登録)	29		
うち4条・78条許可車両分(訪問介護事業所・タクシー事業所)	149		
現在の供給量	35,171	(B) タクシー14.7台/日	
うち福祉有償運送車両分(79条登録)	5,122		
うち4条・78条許可車両分(訪問介護事業所・タクシー事業所)	30,049	(C) タクシー12.6台/日	

※供給量算定根拠:訪問介護事業所、福祉有償運送登録事業所、タクシー会社への実態調査による実績

**現在の需要と供給のバランス** (A) > (B) (需要 > 供給)  
 (供給が年間で357回不足)  
 タクシーは1日約1台分不足

**※福祉有償運送登録事業所を除外した場合**  
 (A) > (C) (需要 > 供給)  
 (供給が年間で5,479回不足)  
 タクシーは1日約3台分不足

※ 推計値のため実態とそぐわない場合があります。

1日当たり不足供給量のタクシー台数換算式  
 $\{ \text{年間の不足供給量(回)} / 240(\text{日}) \} \div 10 \text{回(タクシーの1人当たり運転回数)}$